

相談先一覧 困ったときにはまず相談

子どもに関する相談

●子ども家庭センター

内 容 妊産婦や乳幼児に関する相談
日 時 平日 9時～16時
連絡先 ☎092-942-1515

●福岡県県像児童相談所

内 容 虐待・障がい・非行・子育てなどの相談
日 時 平日 8時30分～17時15分
連絡先 ☎0940-37-3255
※短縮ダイヤル 189(いちはやく)(夜間、休日対応)

●子ども・若者相談室

内 容 妊産婦や子ども(概ね20歳)に関する相談(子育て、ヤングケアラー、交友関係等)
日 時 平日 9時～16時
連絡先 ☎092-942-1001

高齢者に関する相談

内 容 高齢者に関するさまざまな悩みや相談
日 時 平日 8時30分～17時
連絡先

●第1地域包括支援センター(古賀中学校区)

☎092-410-1355

●第2地域包括支援センター(古賀北中学校区)

☎092-410-7331

●第3地域包括支援センター(古賀東中学校区)

☎092-692-5541

障がい者に関する相談

●障がい者生活支援センター咲き

内 容 障がいのある方、そのご家族のさまざまな悩みや相談
日 時 平日 8時30分～17時
連絡先 ☎092-944-2441

●地域活動支援センター「みどり」

内 容 精神障がいのある方、そのご家族のさまざまな悩みや相談
日 時 平日 9時30分～16時30分
連絡先 ☎0940-34-9750

部落差別(同和問題)に関する相談

●人権センター With(ウィズ)

日 時 平日 9時～16時 連絡先 ☎092-942-1128

●古賀市隣保館「ひだまり館」

日 時 平日 8時30分～17時 連絡先 ☎092-943-4222

DV等に関する相談

●こが女性ホットライン

内 容 DV、セクハラ、夫婦・家族関係などの相談
日 時 毎日10時～17時 木曜のみ10時～19時(祝日・年末年始を除く)
連絡先 ☎092-401-5353

●男性DV被害者のための相談ホットライン

内 容 男性のDV、セクハラ、夫婦・家族関係などの相談
日 時 毎週火曜・木曜(年末年始を除く)18時～21時／土曜(年末年始を除く)10時～13時
連絡先 ☎070-4410-8502

●性暴力被害者支援センター・ふくおか

内 容 性暴力の被害にあった方の悩み、相談
日 時 每日(年中無休)24時間
連絡先 ☎092-409-8100

●配偶者暴力相談支援センター

内 容 配偶者からのDV相談
日 時 月曜～金曜(祝日・年末年始を除く) 8時30分～17時15分
連絡先 ☎092-939-0511

人権全般に関する相談

●そうだん5(ファイブ)

内 容 人権に関する相談、行政に関する意見や相談
日 時 月3回(前開庁日の15時までに要予約)
5・25日は10時～15時／15日は13時～15時
連絡先 ☎092-942-1128

●福岡県福岡労働者支援事務所

内 容 さまざまな労働問題の悩み、相談
日 時 平日 8時30分～17時15分 連絡先 ☎092-735-6149

●古賀市消費生活センター

内 容 消費生活に関するさまざまな悩み、相談
日 時 毎週 月・水・金・土曜日(祝日・年末年始・8月13日～15日は除く)
10時～15時30分(12時15分～13時を除く)
連絡先 ☎092-410-4084

●FUKUOKA IS OPENセンター

内 容 外国人の在留資格や生活全般に関する相談
日 時 祝日・年末年始を除く月曜～金曜、第3日曜日、第4土曜日 10時～17時
連絡先 ☎0120-279-906

女性が抱える問題に関する相談

●福岡県女性サポートホットライン

内 容 女性が抱える悩み全般に関する相談から、自立に必要な情報提供
時 間 9時～17時(年末年始を除く) 連絡先 ☎070-4442-3893

2026年版 古賀市人権カレンダー第50集●発行／古賀市人権尊重推進委員会 編集／同委員会第3部会 代表事務局／古賀市人権センター☎092-942-1128 印刷／社会福祉法人福岡コロニー 2025年11月発行

古賀市じんけんカレンダー2026

Since 1976
第50集



▲古賀市立青柳小学校 4年2組 立石 はる 暖さんの作品

いろいろな国の人たちが、ぽかぽか、あたたかなきもちをもって、なかよく生きてできるように
なってほしいという思いで、かきました。

※祝日・休日は変更になることがあります。

2025年度(令和7年度)啓発活動重点目標

法務省人権擁護局と全国人権擁護委員連合会では、
毎年重点目標・強調事項を掲げ、全国的に人権啓発活動を展開しています。

重 点 目 標

だれ「誰か」のこと じやない。

強調事項

- 女性の人権を守ろう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者的人権を守ろう
- 障がいを理由とする偏見や差別をなくそう
- 部落差別(同和問題)を解消しよう
- アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- 外国人の人権を尊重しよう
- 感染症に関する偏見や差別をなくそう
- ハンセン病患者・元患者及びその家族に対する偏見や差別をなくそう

- 刑を終えて出所した人及びその家族に対する偏見や差別をなくそう
- 犯罪被害者及びその家族の人権に配慮しよう
- インターネット上の人権侵害をなくそう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- 性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう
- 人身取引をなくそう
- 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう
- ゲノム情報(遺伝情報)に関する偏見や差別をなくそう

こがしじんけんしさくきほんしじん 基本理念

ひとりひとひとりの人権が尊重され、すべての市民が心豊かに暮らせる「いのち輝くまちこが」をめざして~

古賀市ではこれまで取り組んできた人権施策を踏まえ「すべての市民の人権の確立」を視点に据えて、総合行政としての人権施策の確立に向けた取組を展開していくため市民と行政が一体となり、あらゆる人権問題の解決をめざした総合的な人権施策の展開を図る必要があることから人権行政の礎となる「古賀市人権施策基本指針」を策定しました。

共生・共働

ともに生きていくことで、「いのち輝くまちづくり」に取り組んでいくことが重要です。共働には、行政と市民との共働も含まることがあります。行政と市民がお互いの責任と役割を明確に自覚し、役割を分担していくという共働のあり方を求めます。

交流

人ととのふれ合いを通してお互いが支え合う関係づくりが重要であることから、さまざまな機会を通して市民や人権問題に関する団体がそれぞれの取組を認め合い、支え合っていくことができるよう相互交流の支援に努めます。

自己実現

「いのち輝くまちづくり」は、「自立」した市民の手で取り組まれ実現するものであり、こうした市民の取組については、行政の責務として支援します。

自立

人間の尊厳

市民一人ひとりがかけがえのない存在であると同時に、自らの存在に誇りをもつという「人間の尊厳」という価値観を基軸に据えた施策の展開を図ります。

古賀市人権尊重推進委員会

古賀市では行政と市内47の関係機関・団体等で構成する市民参画を基軸に据えた人権尊重推進委員会を構築しています。そして市民のみなさんと共にあらゆる差別について考え、市民一人ひとりの人権が尊重されるようさまざまな啓発活動を行っています。

第1部会

市内各小、中、高校・特別支援学校の児童・生徒及び一般市民から人権に関する作文・標語・ポスター・絵手紙を募集し、「人権尊重作品集」を作成します。

- 古賀市人権擁護委員
- 古賀市立古賀東小学校
- 古賀市立千鳥小学校
- 古賀市立花見小学校
- 古賀市立小野小学校
- 古賀市立古賀中学校
- 古賀市立古賀東中学校
- 福岡県公立古賀竟成館高等学校
- 福岡県立玄界高等学校
- 古賀市小・中学校PTCA連合会
- 古賀市社会教育委員の会議
- 社会福祉法人 古賀市社会福祉協議会
- 古賀市行政区長会
- 古賀市社会「同和」教育推進協議会
- 粕屋農業協同組合
- 古賀市分館長会
- 粕屋北部消防本部
- 古賀市消防団

第2部会

毎年12月の人権尊重週間中（12月4～10日）に開催される「いのち輝くまち☆こが」の企画、立案、参加PRなどを行います。イベントでは、講師を招いての講演会や人権作文発表、活動報告などを行います。このイベントを契機に更なる市民の人権意識の高揚を図ります。

- 古賀市人権擁護委員
- ウリ・サフェ～「在日」の人権と生活を共に創造する会～
- 古賀市社会「同和」教育推進協議会
- 自治労古賀市職員労働組合
- 部落解放同盟古賀・新宮地区協議会
- 古賀市学校人権教育研究協議会
- 古賀市保育所連盟
- 古賀市商工会
- 古賀市シニアクラブ連合会
- 古賀市民生委員・児童委員協議会
- 古賀市議会
- 古賀市企業内人権・同和問題研修推進員会議
- 古賀市スポーツ推進委員

第3部会

「いのち輝くまちこが」を実現していくため、「じんけんカレンダー」などの啓発資料を企画、編集、作成し、配布します。市民の人権意識の高揚を図ります。

- 古賀市人権擁護委員
- 古賀市立青柳小学校
- 古賀市立古賀西小学校
- 古賀市立花鶴小学校
- 古賀市立舞の里小学校
- 古賀市立古賀北中学校
- 福岡県立古賀特別支援学校
- 部落解放同盟古賀・新宮地区協議会
- 古賀市身体障害者福祉協会
- 古賀市分館主事会
- 古賀市教職員組合

第4部会

人権啓発の横断幕の設置、防災行政無線による放送をとおしての啓発、物品やチラシの配布による街頭啓発、市内の事業所や公的機関へポスターや標語を掲示し人権ミニコンサートなどを行います。市民の人権意識の高揚を図ります。

- 古賀市人権擁護委員
- 古賀市障がい児・者親の会
- 古賀市教育委員会
- 古賀市青少年育成市民会議
- 古賀市農業委員会
- 古賀市スポーツ協会
- 古賀市文化協会
- 粕屋地区交通安全協会古賀支部
- 糟屋保護区保護司会 古賀支部
- 古賀市観光協会



2025
December
십이월
tháng mười hai
十二月

~古賀市民が人権について考え、学びあう一日~

入場無料
手話あります

いのち輝くまち☆こが2025

開催日時

12月7日日

受付 9:30 開演 10:00

開催場所

リーパスプラザこが
中央公民館 大ホールほか



▲古賀市立古賀西小学校 3年2組 山路 聰大さんの作品

なにをかこうかまよっていたけど、ママが「ぼくはたからもの」といつてくれたから「みんなだれかのたからもの」とかいた。

午前の部

公演

人の値打ち

～たまちゃんとはるちゃん～(一人芝居)

劇団 石(トル) (脚本・演出・出演 きむきがんさん)

ステージ発表

古賀市立古賀中学校

人権作文発表

市内児童生徒



午後の部

第1分科会

子どもの権利について

◆子ども家庭センター

「子どもの権利とは～日々の生活で子どもの権利を守り、子どもを幸せにする～」

講師：甲斐田 万智子さん(認定NPO法人国際子ども権利センター代表理事)

第2分科会

人権のまちづくりに向けた学校の取り組み

◆古賀市立千鳥小学校

テーマ：未来に続く「千鳥」と豊かな人生を作り出す子どもの育成

◆古賀市立古賀西小学校

テーマ：性の多様性について

特別講座

さかもと こうじ
講 師：迫本 幸二さん

(公益社団法人福岡県人権研究所特任研究員)



いのち輝くまち☆こが2025の↑
詳細はこちから

演題：人権の花「ひまわり」から考える人権の問題

SUN 日 일요일 星期天 chủ nhật	MON 月 월요일 星期一 ngày thứ hai	TUE 火 화요일 星期二 ngày thứ ba	WED 水 수요일 星期三 ngày thứ tư	THU 木 목요일 星期四 ngày thứ năm	FRI 金 금요일 星期五 ngày thứ sáu	SAT 土 토요일 星期六 ngày thứ bảy
30	1 いのちの日 世界エイズデー	2	3 国際障害者デー 障害者週間(～9日)	4 古賀市人権尊重 週間(～10日)	5 そうだん5 (要予約)	6
7 いのち輝くまち ☆こが2025	8	9	10 人権デー	11	12	13
14	15 そうだん5 (要予約)	16	17	18 国際移住者デー	19	20
21	22 冬至	23	24	25 そうだん5 (要予約)	26	27
28	29	30	31	1	2	3

1日：いのちの日

2001年に自殺予防活動に官民一体となって取り組むことをめざして制定されました。
一般社団法人日本いのちの電話連盟
福岡いのちの電話：☎092-741-4343
ふくおか自殺予防ホットライン：☎092-592-0783

1日：世界エイズデー

世界レベルでのエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を目的に、WHOが1988年に制定。毎年12月1日を中心に、世界各国でエイズに関する啓発活動が行われています。

3日：国際障害者デー・3～9日：障害者週間

1982年12月3日に「障害者に関する世界行動計画」が採択され、1992年の国連総会で12月3日が「国際障害者デー」とされました。また、この日からの1週間は「障害者週間」です。

10日：人権デー・4～10日：市人権尊重週間

1948年12月10日の国連総会で「世界人権宣言」が採択された記念として制定されました。また、古賀市ではこの日までの1週間を「人権尊重週間」として、さまざまな啓発活動に取り組みます。

1

2026
January
일월
tháng một
一月けいはつ 啓発テーマ◆◆ ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう
ひょうかんじや もとかんじや かぞく たい へんけん さべつ

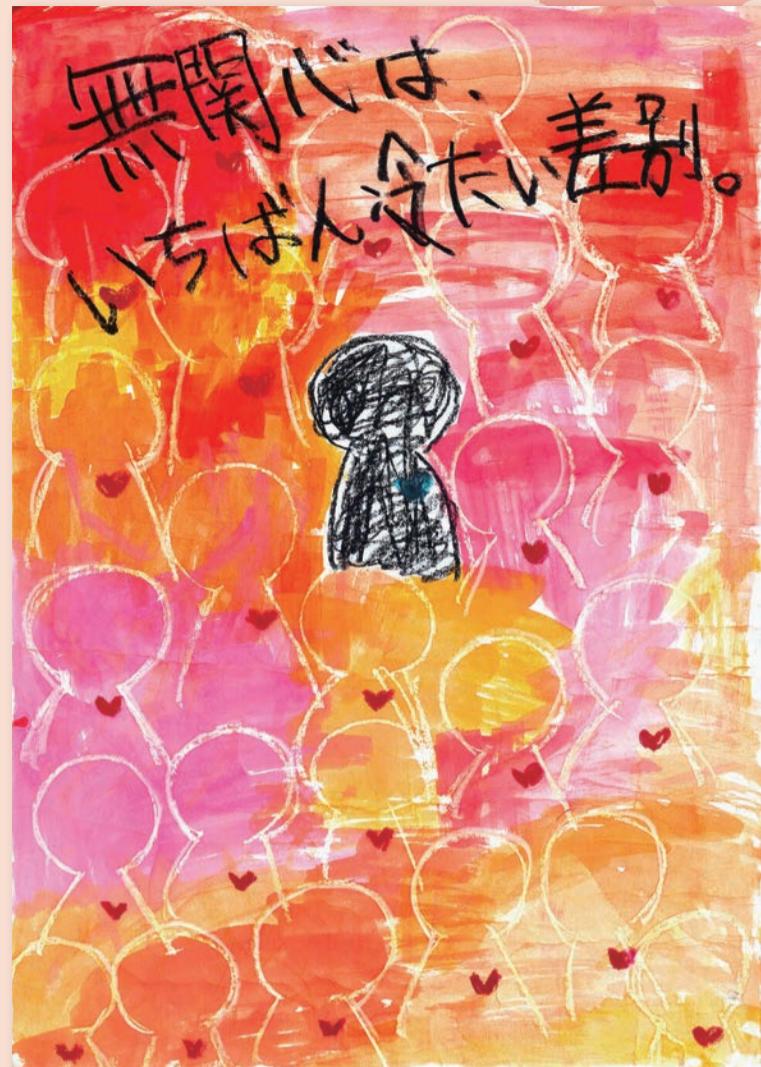
ハンセン病問題は終わっていない

1931年に制定された「癞予防法」により、ハンセン病患者に対して強制隔離政策がとられました。その後、医学の進歩により治療法が確立され、完治する病気と認知されましたが、「らい予防法」が廃止されたのは、1996年のことでした。

熊本県にある国立療養所菊池恵楓園は、今も故郷を追われた患者・元患者が住み、ハンセン病問題や入所者の人生を社会に伝えています。法は廃止されましたが、患者・元患者やその家族が、長い強制隔離政策により助長された偏見や差別、社会との断絶に今なお苦しみ続けていることを、私たちは忘れてはなりません。

偏見や差別意識をもつことはあります。だからこそ私たちは、学び、考え方、自分と向き合い、人に寄り添う気持ちが必要なのではないでしょうか。

●「癞予防法」が1953年に改正された際に、ひらがな表記の「らい予防法」に変更されました。



▲福岡県立玄界高等学校 1年6組 山下 紫真さんの作品
少しだけ悲しむ人がへってほしい。

SUN 일요일 星期天 chủ nhật	MON 월요일 星期一 ngày thứ hai	TUE 화요일 星期二 ngày thứ ba	WED 수요일 星期三 ngày thứ tư	THU 목요일 星期四 ngày thứ năm	FRI 금요일 星期五 ngày thứ sáu	SAT 토요일 星期六 ngày thứ bảy
28	29	30	31	1	2	3
4 世界点字デー	5 そうだん5 (要予約)	6	7	8	9	10
11	12 成人の日	13	14	15 そうだん5 (要予約)	16	17 防災と ボランティアの日
18	19	20	21	22	23	24 教育の国際デー
25 世界ハンセン病 の日	26 そうだん5 (要予約)	27	28 データ・ブライ バシーの日	29	30	31

4日：世界点字デー

アルファベットを6つの点の組み合わせで表現する「6点字」(ブライユ式点字)を考案した、フランスの盲学校教師ルイ・ブライユの誕生日(1809年1月4日)にちなんで、世界盲人連合総会が国際記念日として制定しました。

17日：防災とボランティアの日

1995年1月17日に発生した、阪神・淡路大震災にちなんで制定されました。ボランティア活動への認識を深め、災害への備えの充実強化を図ることを目的としています。

24日：教育の国際デー

「教育の国際デー」は、世界の平和と開発のために教育が果たす重要な役割を確認し尊重することを目的に、2018年12月3日の国連総会で制定されました。そして翌2019年1月24日が初めての「教育の国際デー」となりました。

26日：世界ハンセン病の日

この国際デーは、ハンセン病の経験者を称え、ハンセン病に対する認識を高め、ハンセン病にまつわる偏見や差別の撤廃を訴える機会となっています。

2

2026
February
이월
tháng hai
二月

けいはつ
啓発テーマ◆◆ さまざまの差別
さべつ

ありがとう、
未来につながる、言葉の花

古賀市立小野小学校 6年2組 大田 蓮馬さん

見てみぬフリ
きっとそれも いじめだよ

古賀市立古賀東小学校 6年3組 古賀 陽名多さん

その言葉
相手の目を見て 言えますか

福岡県立玄界高等学校 1年1組 一戸 陽奈子さん



▲古賀市立古賀中学校 2年4組 河野 茉莉さんの作品
みんなが、周りの目を気にせず、好きなようにパートナーを見つけられたらいいな、という思いで描いた。

その勇気
誰かの明日 変えるかも

福岡県公立古賀竟成館高等学校 2年5組 井上 恵唯さん

SUN 日 일요일 星期天 chủ nhật	MON 月 월요일 星期一 ngày thứ hai	TUE 火 화요일 星期二 ngày thứ ba	WED 水 수요일 星期三 ngày thứ tư	THU 木 목요일 星期四 ngày thứ năm	FRI 金 금요일 星期五 ngày thứ sáu	SAT 土 토요일 星期六 ngày thứ bảy
1	2	3	4 世界対がんデー	5 そうだん5 (要予約)	6	7 北方領土の日
8	9	10	11 科学における女性 と女児の国際デー 建国記念の日	12	13	14
15	16 そうだん5 (要予約)	17	18	19	20 普通選挙の日	21
22	23 天皇誕生日	24	25 そうだん5 (要予約)	26	27	28
1	2	3	4	5	6	7

4日：世界対がんデー

2000年に「対がん同盟結成を呼びかけるパリ憲章」に基づき、2005年に国際対がん連合(UICC)が制定しました。各団体が連携し、がんに関する知識の啓発などの運動を行います。

7日：北方領土の日

1981年、北方領土問題に対する国民の理解をさらに深め、返還運動を推進することを目的として、日露通好条約が締結された2月7日を「北方領土の日」としました。

11日：科学における女性と女児の国際デー

この国際デーは、世界的に社会が女性と女児の「科学への完全かつ平等な参加」を達成し、さらに「男女平等」と女性と女児の一人ひとりが発展に必要な力をつける「エンパワーメント」を達成するための日です。

20日：普通選挙の日

1928年のこの日、日本で初めて普通選挙が実施され、すべての男性が選挙権を得ました。女性が参加した完全な普通選挙は、1946年4月10日の総選挙から行われることとなりました。

3

2026
March
삼월
tháng ba
三月

けいはつ 啓発テーマ ◆◆ じよせい じんけん まも 女性の権利を守ろう

自分のアンコンシャス・バイアスに気づいてる?

私たちには気づかぬうちにアンコンシャス・バイアス=「無意識の思い込み」をもっています。

「女性だから家事が得意」「リーダーは男性向き」といった、性別による向き・不向きなどの考え方もある、その一つです。

こうした「思い込み」は、私たちの行動や社会に影響しています。職場や地域で女性の意見が通りにくかったり、男性が育児休暇を取りにくかったりすることはないでしょうか。

大切なことは、自分の「思い込み」に気づくことです。これに気づかないと、自分や周りの人の可能性を狭めたり、誰かを傷つけたりしてしまうかもしれません。

「するべき」や「普通は」といった決めつけの言葉を使っていますか。自分の言葉で相手の表情が曇っていませんか。

自分の「思い込み」に気づき考え、誰もが自分らしく輝くことができる社会をつくっていきましょう。



▲古賀市立古賀東中学校 1年3組 重村 花恋さんの作品

SDGsのマークなどを使って、ジェンダーレスなどのことを描きました。性の多様性について沢山の人々に知ってもらいたいし、性差別を無くしたいです。

みだけの 個性を見つけ いかそうよ

古賀市立小野小学校 6年2組 田中 航喜さん

SUN 日曜日 星期天 chủ nhật	MON 月曜日 星期一 ngày thứ hai	TUE 火曜日 星期二 ngày thứ ba	WED 水曜日 星期三 ngày thứ tư	THU 木曜日 星期四 ngày thứ năm	FRI 金曜日 星期五 ngày thứ sáu	SAT 土曜日 星期六 ngày thứ bảy
1 エイズ差別ゼロの日	2	3 水平社宣言がされた日	4	5 そうだん5(要予約)	6	7
8 国際女性デー	9	10	11 東日本大震災があった日	12	13	14
15	16 そうだん5(要予約)	17	18	19	20 春分の日	21 世界ダウン症の日 国際人種差別撤廃デー
22	23	24 著しい人権侵害に関する真実に対する権利と犠牲者の尊厳のための国際人権デー	25 そうだん5(要予約)	26	27	28
29	30	31	1	2	3	4

3日：水平社宣言がされた日

1922年3月3日、全国水平社創立大会で「水平社宣言」がなされました。この宣言は、差別と迫害を受けていた被差別部落の人々が奪われた人間性を取り戻そうとした日本初の人権宣言です。

8日：国際女性デー

ニューヨークで婦人参政権を求めたデモが起源で、男女平等、女性の地位向上、平和、より人間らしい暮らしの実現のために、世界の女性が連帯して立ち上がる日です。

11日：東日本大震災があった日

2011年3月11日、宮城県の東南東沖を中心とする地震が発生し、東日本に甚大な被害が出ました。その後、日本各地で防災意識が高まり、さまざまな防災への取組が行われています。

21日：世界ダウン症の日

2012年から国連が国際デーの一つとして、3月21日を「世界ダウン症の日」として制定しました。ダウン症のある人たちとその家族、支援者への理解がより一層深まり、ダウン症のある人たちがその人らしく安心して暮らしていくように、さまざまな啓発のイベントを通して世界中の人々に訴えていくための日です。



2026
April
사월
tháng tư
四月

けいはつ
啓発テーマ◆◆ がいこくじん じんけん そんちょう
外国人の人権を尊重しよう



▲福岡県立玄界高等学校 1年8組 島崎 清香さんの作品
テーマを、外国人の人権についてにしました。国籍や人種などのちがいなどによって差別する・される人が少しでも減るといいなと思いこの作品を描きました。人はみんな笑うことができ、同じ人間だという想いを込めました。



▲古賀市立古賀中学校 2年5組 植田 蓼さんの作品
日本にはいろんな国の人たちが住んでいます。肌の色、言葉や文化は違っても仲良く生活していくといいなという願いをこめてこの絵を描きました。

はだ いろ
肌の色 ちがっていても
おな ちきゅうじん
みんな同じ 地球人

古賀市立古賀中学校 2年5組 植田 蓼さん

SUN 日 일요일 星期天 chủ nhật	MON 月 월요일 星期一 ngày thứ hai	TUE 火 화요일 星期二 ngày thứ ba	WED 水 수요일 星期三 ngày thứ tư	THU 木 목요일 星期四 ngày thứ năm	FRI 金 금요일 星期五 ngày thứ sáu	SAT 土 토요일 星期六 ngày thứ bảy
29	30	31	1 児童福祉法施行記念日	2 世界自閉症啓発デー発達障害啓発週間(～8日)	3	4
5	6 そうだん5 (要予約)	7 世界保健デー	8	9	10	11
12	13	14	15 そうだん5 (要予約)	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27 そうだん5 (要予約)	28	29 昭和の日	30	1	2

1日：児童福祉法施行記念日

1948年のこの日、「児童福祉法」が施行されました。この法律により、児童相談所や児童福祉施設など、児童の権利を守る諸制度の充実が図られてきました。

2～8日：発達障害啓発週間

2007年、国連総会で4月2日を「世界自閉症啓発デー」とすることが決まり、世界各地で自閉症に関する啓発の取組が行われています。この日からの1週間は「発達障害啓発週間」です。

2日：世界自閉症啓発デー

毎年4月2日に、世界の人々に自閉症やその他の発達障がいに対する正しい理解を広めるために、各国で様々なランドマーク（例：ブルゴ・ハリファ（アラブ首長国連邦）、ペロナスタワー（マレーシア）、ピラミッド（エジプト）、サグラダ・ファミリア（スペイン）など）を自閉症の人たちが好むと言われる青い光で照らすイベントが行われています。また、自閉症等に関する啓発を目的としたコンサートや講演会等も開催されています。

7日：世界保健デー

1948年4月7日、「すべての人々が可能な最高の健康水準に到達すること」を目的として、世界保健機関（WHO）が設立されました。これを記念して、WHOでは毎年4月7日を「世界保健デー」と定めています。この日を機会に、WHOは、世界各国で健康的な生活について考えもらうことを呼びかけています。



2026
May
오월
tháng năm
五月

けいはつ 啓発テーマ◆◆ せいてき 性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう
かん へんけん さべつ

5

古賀市立花見小学校
5年2組
大澤 里菜さんの作品▶

もし、男の子がスカートをはいてリボンをつけていたら、一度は思ってしまうのではないか。『変』だと。でも私は、そんな一つのイメージにとらわれず、その人として個性を受け入れてほしい。「男」ではなく、その人自身を見てほしいと思つてきました。いつか、自分の好きなものを好きと言える、そんな世界になることを願っています。



▲古賀市立古賀北中学校 2年2組 朴 山さんの作品
夜空に輝く無数の星のように、人にもそれぞれ、違う輝き、良さ、つまり個性があると感じたので、星空をベースに作品を考えました。また星空(世界)は人によって見え方や価値観が違うので、あえてカラフルにし、色彩を多く使いました。そんな一人一人の違いを、互いが認め合うことで、違いがその人の輝きになればいいなと思います。

SUN 日 일요일 星期天 chủ nhật	MON 月 월요일 星期一 ngày thứ hai	TUE 火 화요일 星期二 ngày thứ ba	WED 水 수요일 星期三 ngày thứ tư	THU 木 목요일 星期四 ngày thứ năm	FRI 金 금요일 星期五 ngày thứ sáu	SAT 土 토요일 星期六 ngày thứ bảy
26	27	28	29	30	1	2
3 憲法記念日	4 みどりの日	5 児童福祉週間 (~11日) こどもの日	6 振替休日	7 そだん5 (要予約)	8	9
10	11	12	13	14	15 そだん5 (要予約) 国際家族デー	16 平和に共存する 国際デー
17 LGBT嫌悪に反対する国際デー(多様な性にYESの日)	18	19	20	21 対話と発展のための世界文化多様性デー	22	23
24/31	25 そだん5 (要予約)	26	27	28	29	30

5~11日：児童福祉週間

子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間に「児童福祉週間(5月5~11日)」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種行事を行っています。

15日：国際家族デー

毎年5月15日を「国際家族デー」とすることが1993年の国連総会で決まりました。生きしていくうえで欠かせない家族の重要性を確認し、家族問題に対する認識を高める日です。国連広報センターより参考：家族に関する問題についての認識を高め、適切な行動をとるよう奨励することが目的です。

17日:LGBT嫌悪に反対する国際デー

1990年5月17日に世界保健機関が同性愛を精神疾患のリストから外したことになんで毎年5月17日は「LGBT嫌悪に反対する国際デー」とされています。日本では、2014年から「多様な性にYESの日」として各地でさまざまな活動が行われています。

21日：対話と発展のための世界文化多様性デー

文化多様性の日または正式名称「対話と発展のための世界文化多様性デー」は、コミュニティが多様な文化の価値を理解し、調和して一緒に暮らす方法を学ぶ手助けとなる機会です。

6

2026
June
유월
tháng sáu
六月

けいはつ 啓発テーマ◆◆ インターネット上の人権侵害をなくそう

古賀市立古賀中学校

3年3組

脇田 悠希さんの作品▶
 最近、インターネット上のヘイトをよく聞くが、画面の向こう側にも、生身の人間がいることを考えてほしいという思い。また、ポジティブな言葉も顔が見えなくても、きっと伝わるという思い。



▲古賀市立舞の里小学校 4年2組 横口 玲空さんの作品
 私はみんながネットべんりだけどきんがたくさん、そしてそれを一人でかかえないでほしいや、絵を見てこのようなことをしないで安全につかおうと思ってほしいと思っています。

SUN 日 일요일 星期天 chủ nhật	MON 月 월요일 星期一 ngày thứ hai	TUE 火 화요일 星期二 ngày thứ ba	WED 水 수요일 星期三 ngày thứ tư	THU 木 목요일 星期四 ngày thứ năm	FRI 金 금요일 星期五 ngày thứ sáu	SAT 土 토요일 星期六 ngày thứ bảy
31	1 プライド月間 人権擁護委員の日	2	3	4	5 そうだん5 (要予約) 特設人権・行政相談	6
7	8	9	10	11	12 児童労働に反対する世界デー	13
14	15 そうだん5 (要予約) 世界高齢者虐待啓発デー	16	17	18 ヘイトスピーチ と戦う国際デー	19 福岡大空襲が あった日 (~20日)	20 世界難民の日
21 夏至	22	23 男女共同参画週間 (~29日)	24	25 そうだん5 (要予約)	26	27 男女共同参画 フォーラム
28	29	30	1	2	3	4

プライド月間

世界各地でLGBTQのコミュニティを祝い、その権利について啓発を促すイベントやパレードが開催されるものです。プライド(誇り)を持って、さまざまな多様性を認めようといった呼びかけが行われます。

12日：児童労働に反対する世界デー

「児童労働をなくすことを世界に呼びかける日」として2002年に国際労働機関(ILO)が制定しました。児童労働のない世界をめざして、毎年世界各地でさまざまな活動が展開されています。

19~20日：福岡大空襲があった日

福岡大空襲は、太平洋戦争末期の1945年6月19日から翌6月20日までアメリカ軍により行われた空襲です。福岡市の市街地が標的となり、1,000人以上が死亡・行方不明となりました。

23~29日：男女共同参画週間

1999年6月23日に「男女共同参画社会基本法」が施行されたことで、6月23日から1週間を「男女共同参画週間」としています。古賀市では「男女共同参画フォーラム」などの行事を行っています。

7

2026
July
칠월
tháng bảy
七月けいはつ ぶらくさべつ どうわもんだい かいじょう
啓発テーマ◆◆ 部落差別(同和問題)を解消しよう

「寝た子を起こすな」で 部落差別はなくなるの?

部落差別問題について「寝た子を起こすな」と考える人もいます。「寝た子を起こすな」とは、不必要なことをして生じる逆効果をあらわすことわざですが、部落差別問題に関しては「何も知らない人にわざわざ『部落差別』を知らせる必要はなく、そっとしておけば部落差別は自然と忘れられて解決する」という意味で使われます。

本当に部落差別は、何もしなくても解決するのでしょうか。
現実には、明治時代に身分制度が廃止されてから150年以上経った現在でも、さまざまな形で部落差別は起きづけています。
このまま何もせず放置しておけば解決する問題では決してありません。

今もなお、部落差別に苦しみ、傷ついている人がいます。その事実に向き合いながら、私たち一人ひとりがこの問題を正しく学び、解決に向けて共に取り組んでいくことが重要です。



▲古賀市立千鳥小学校 4年1組
やまぐち そうた
山口 渥大さんの作品

みんながなかよくなったら
いいなという思い。

SUN 일요일 星期天 chủ nhật	MON 월요일 星期一 ngày thứ hai	TUE 화요일 星期二 ngày thứ ba	WED 수요일 星期三 ngày thứ tư	THU 목요일 星期四 ngày thứ năm	FRI 금요일 星期五 ngày thứ sáu	SAT 토요일 星期六 ngày thứ bảy
28	29	30	1 同和問題啓發 強調月間 更生保護の日	2	3	4
5	6 そうだん5 (要予約)	7	8	9	10	11 第46回古賀市同和問題を考える 市民のつどい
12	13 生命尊重の日	14	15 そうだん5 (要予約)	16	17	18
19	20 海の日	21	22	23	24	25
26	27 そうだん5 (要予約)	28	29	30 人身取引反対 世界デー	31	1

同和問題啓發強調月間

福岡県と県内市町村では、1981年から毎年7月を「同和問題啓發強調月間」と定め、同和問題の早期解決をめざし、さまざまな啓發活動などに取り組んでいます。

1日：更生保護の日

1949年7月1日、「犯罪者予防更生法」が施行されたことにちなみ制定されました。犯罪非行を未然に防止し、罪を犯した人や非行をした少年の更生と円滑な社会復帰を促進します。

13日：生命尊重の日

1948年に施行された「優生保護法」は、障がい者を差別し、人命を軽視した法律でした。その反省に立ち、「お腹の中から生命が尊重されること」を願って、講演会などの行事が行われています。

30日：人身取引反対世界デー

人身取引(人身売買)は現代の奴隸制とも呼ばれる深刻な人権侵害であり、国際社会から重要課題として認識されています。強制労働などによって被害者の権利と尊厳を奪い、肉体的・精神的に深刻なダメージを与えます。このような非人道的行為が世界に蔓延していることを啓發し、被害者の人権を守るために行動を呼びかける日です。



2026
August
팔월
tháng tám
八月

けいはつ 啓発テーマ ◆◆ せんそう 戰争をなくそう・平和を守ろう

未来へつなぐ、クスノキの教え

みんなは古賀市の小中学校の校内に特別なクスノキが植えられていることをご存知ですか？

これは長崎で被爆したクスノキから芽吹いた「被爆クスノキ2世」を植樹したものです。こどもたちはこの木を通じて戦争の悲惨さと平和の大切さについて学んでいます。クスノキは静かに、力強く、こどもたちを優しく見守りながら平和の大切さを伝えています。

この木が再び戦火に遭うことなく、いつまでも青々と葉を茂らせる平和な世界を、共につくっていきましょう。

●「被爆クスノキ」とは、今から80年前の1945年8月9日に、爆心地から約800mの長崎市山王神社で被爆した樹齢500~600年のクスノキのことです。枝葉は吹き飛び、幹は黒焦げとなり枯死が危ぶまれましたが、2か月後には芽吹き、復興に取り組む被爆者に大きな希望を与えるました。現在では平和や再生のシンボルとして、長崎市の天然記念物に指定されています。

●「被爆クスノキ2世」は市役所、全小中学校、あすなろ教室の13か所に植樹されています。

「被爆クスノキ2世」について詳しくはこちら→



世界平和

▲福岡県公立古賀競成館高等学校
1年4組 坂本 莉子さんの作品
世界が平和になれば良いと思い描きました。

SUN 日 일요일 星期天 chủ nhật	MON 月 월요일 星期一 ngày thứ hai	TUE 火 화요일 星期二 ngày thứ ba	WED 水 수요일 星期三 ngày thứ tư	THU 木 목요일 星期四 ngày thứ năm	FRI 金 금요일 星期五 ngày thứ sáu	SAT 土 토요일 星期六 ngày thứ bảy
26	27	28	29	30	31	1
2	3	4	5 そうだん5 (要予約)	6 広島平和記念日	7	8
9 ながさき平和の日 世界の先住民の国際デー	10	11 山の日	12 国際青少年デー	13	14	15 終戦の日
16	17 そうだん5 (要予約)	18	19	20	21	22
23/30	24/31	25 そうだん5 (要予約)	26	27	28	29

6日(広島平和記念日)・9日(ながさき平和の日)
1945年、アメリカ軍により広島市・長崎市へ原子爆弾が投下されました。この日には、それぞれ慰靈と恒久平和を祈念した式典が開催されています。

9日：世界の先住民の国際デー
先住民は、人権、環境、教育、保健などの分野で多くの問題に直面しています。1994年、これららの問題に国際的な対応を強化することを目的として、国連で制定されました。

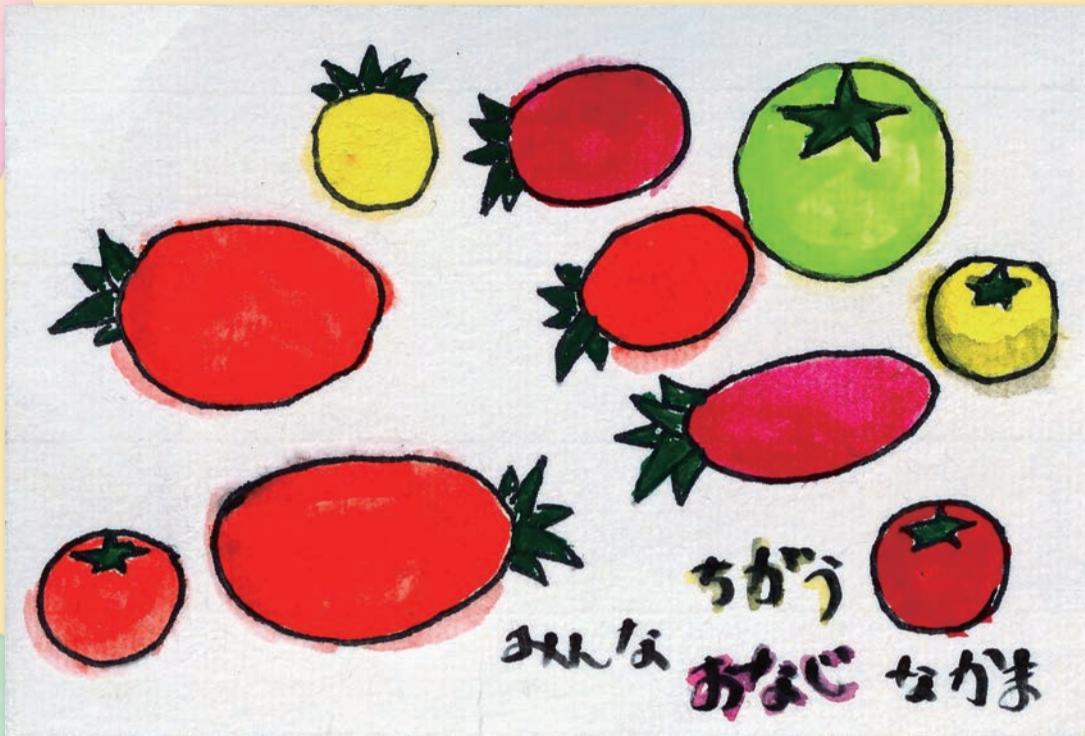
12日：国際青少年デー
青少年が社会のあらゆる分野に参加し、意見を反映させられる未来をめざして1999年に国連で制定されました。

15日：終戦の日
1945年、日本はポツダム宣言を受諾し、戦争が終結しました。満州事変から15年に及ぶ戦争は、かけがえのない多くの犠牲をもたらしました。8月15日は、戦没者を追悼し平和を願う日です。

9

2026
September
구월
tháng chín
九月

けいはつ 啓発テーマ◆◆ しょう り ゆう へんけん さ べつ 障がいを理由とする偏見や差別をなくそう



▲福岡県立古賀特別支援学校

中学部3年2組 高原 奏芭さんの作品

いろ かたち ちが おな なかま
 色・形は違うけど同じトマトの仲間です。いろいろな
 ひと 人がいるけれど、みんな友だち・仲間です。



▲古賀市立花鶴小学校 5年3組 長崎 心遙さんの作品

わたし たいかんしょうがい
 私は、体幹障害があるのでヘルプマークをもっています。ヘルプマークは目に
 み 見えない障害で苦しんでいる人や、見かけでは分からない障害をかかる人が
 も持つマークです。みんなにヘルプマークのことを知ってほしくてかきました。

SUN 日 일요일 星期天 chủ nhật	MON 月 월요일 星期一 ngày thứ hai	TUE 火 화요일 星期二 ngày thứ ba	WED 水 수요일 星期三 ngày thứ tư	THU 木 목요일 星期四 ngày thứ năm	FRI 金 금요일 星期五 ngày thứ sáu	SAT 土 토요일 星期六 ngày thứ bảy
30	31	1 障害者雇用支援月間 防災の日	2	3	4	5
6	7 そうだん5 (要予約)	8 國際識字デー	9	10 世界自殺予防デー 自殺予防週間 (~16日)	11	12
13	14	15 そうだん5 (要予約) 老人の日/老人週間(~21日)	16	17	18	19
20	21 國際平和デー 敬老の日	22 国民の休日	23 秋分の日	24	25 そうだん5 (要予約)	26
27	28	29	30	1	2	3

障害者雇用支援月間

障がい者の職業的自立を支援するとともに、すべての人が、障がい者雇用に関する理解や関心を深めることを目的として設けられています。

1日：防災の日

1923年9月1日に発生した関東大震災にちなみ、台風、高潮、津波、地震等の災害についての認識を深め、これに対処する心構えを準備するために制定されました。

10日：世界自殺予防デー・10~16日：自殺予防週間

2003年9月10日、世界自殺防止会議が行われたことを記念して設定されました。この日からの1週間は「自殺予防週間」として、自殺について誤解や偏見をなくすための啓発活動を行います。

15~21日：老人週間

老人週間は、9月15日の老人の日にならみ、高齢者の福祉への関心と理解を深め、高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を促す、という二つの目的のために設けられています。

10

2026
October
시월
tháng mười
十月

けいはつ 啓発テーマ ◆◆ こうれいしゃ じんけん まも 高齢者の人権を守ろう

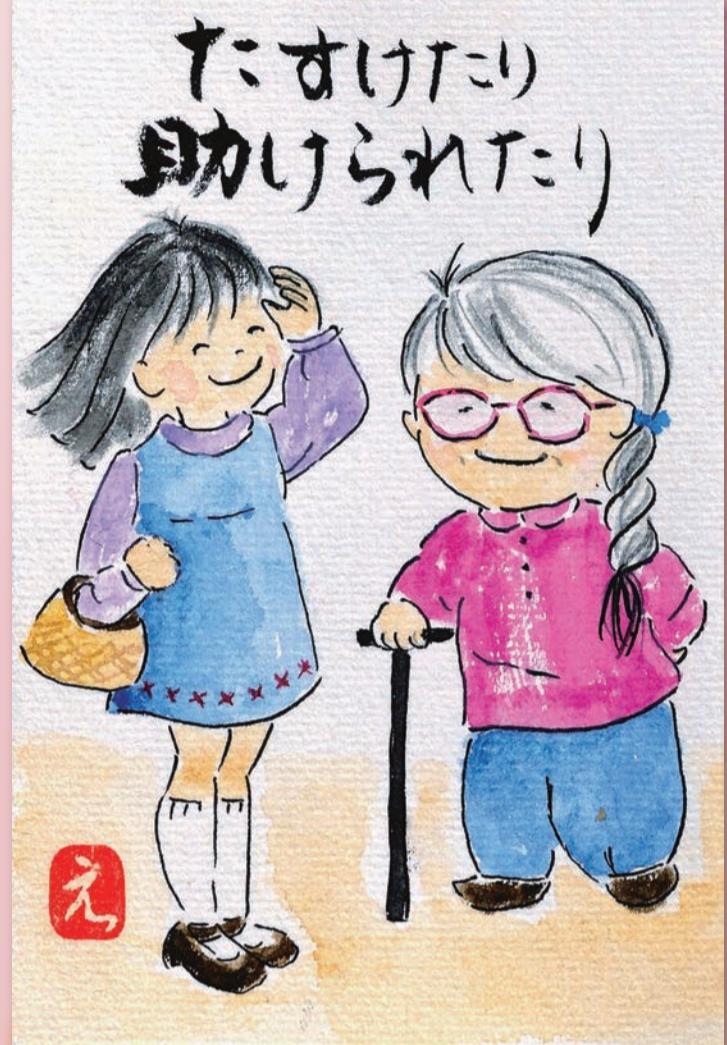
高齢者の人権を守り、支え合う社会へ

私たちには誰もが生まれながらにして、安心して自分らしく生きる権利をもっています。

高齢者的人権とは、年齢を理由に差別されることなく、誰もが生まれながらにあっても基本的な権利を高齢になっても最大限に享受し、尊厳ある人生を送ることを保障されることです。

しかし日本では、少子高齢化が進む中で、高齢者への虐待や詐欺などの犯罪が後を絶たず、このような高齢者的人権問題が社会的な課題となっています。

私たち一人ひとりが高齢者を尊重し、「誰もが安心して暮らせる社会を築く」という意識をもつことが重要です。住み慣れた場所で、家族や地域とともにながらいきいきと過ごせるように、社会全体で支え合っていくことが、誰もが安心して歳を重ねられる未来につながっていきます。



▲お互いを思いやって、助けたり助けられたりして…みんなが心優しく、安心して生活できる世の中になつたらと思います。

SUN 일요일 星期天 chủ nhật	MON 월요일 星期一 ngày thứ hai	TUE 화요일 星期二 ngày thứ ba	WED 수요일 星期三 ngày thứ tư	THU 목요일 星期四 ngày thứ năm	FRI 금요일 星期五 ngày thứ sáu	SAT 토요일 星期六 ngày thứ bảy
27	28	29	30	1 高齢者雇用促進月間 国際高齢者デー 仕事と家庭を考える月間	2 国際非暴力デー	3
4	5 そうだん5 (要予約)	6	7	8	9	10 世界メンタル ヘルスデー
11	12 スポーツの日	13	14	15 そうだん5 (要予約) たすけあいの日	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26 そうだん5 (要予約)	27	28	29	30	31

高齢者雇用促進月間

高齢者雇用の進展を図ることを目的として、事業主をはじめ広く国民全体の理解と協力を求める各種啓発広報等が実施されます。

仕事と家庭を考える月間

少子・高齢化が進む中、仕事と家庭の両立について社会全般の理解を深めることを目的としています。1994年まで「仕事を育児を考える月間」でしたが、育児休業法の改正に伴い1995年より「仕事を家庭を考える月間」に改められました。

2日：国際非暴力デー

10月2日はインド独立運動の指導者であり、かつ非暴力の哲学と実践の先駆者であるマハトマ・ガンジーの誕生日に当たります。「教育や国民意識を高める運動を通して非暴力のメッセージを広める」ための機会です。

15日：たすけあいの日

日常生活での助け合いや、地域社会でのボランティア活動の積極的な参加を呼びかける日として、全国社会福祉協議会が1965年に制定しました。

11

2026
November
십일월
tháng mười một
十一月

けいはつ 啓発テーマ◆◆ じんけん まも こどもの人権を守ろう

みぢか 身近にある子どもの貧困、ひんこん 見過ごさないで

この日本で「子どもの貧困」があることを知っていますか?
 栄養バランスのとれた食事は1日の中で給食でしか食べられない…。
 進学を夢見たが経済的理由であきらめる…。

そんな現実が多くの子どもたちを苦しめています。

背景には、家庭の経済的困難のほか、ひとり親家庭の増加、虐待や育児放棄、社会的支援の不足など、さまざまな問題が関係しています。

貧困は子どもの健やかな成長や学習の機会を奪い、将来の可能性を狭めてしまいます。

子どもたちが笑顔で過ごせる社会にするために、私たちにできることはたくさんあります。

フードドライブへの協力、学用品の寄付、地域での見守りやボランティア参加など、少しの行動が大きな力になります。

まずは、身近で困っている人に关心を寄せることから。みんなで手を取り合い、すべての子どもに平等な未来を届けましょう。

●2021年の国調査では、約8.7人に1人の子どもが貧困状態にあるともいわれています。

●フードドライブとは、家庭で余っている食品を集めて、社会福祉施設や子ども食堂などに寄付する活動のことです。



▲古賀市立花鶴小学校 5年3組

めかた 目片 ひまりさんの作品

特別にカッコいいことや、すごいことをしていなくても、それぞれの人生では、自分が主人公なので、だれもがみんな、どうどうと自分らしく生きていくらいなという思いで描きました。



フードドライブについて詳しくは
こちら→

SUN 日 일요일 星期天 chủ nhật	MON 月 월요일 星期一 ngày thứ hai	TUE 火 화요일 星期二 ngày thứ ba	WED 水 수요일 星期三 ngày thứ tư	THU 木 목요일 星期四 ngày thứ năm	FRI 金 금요일 星期五 ngày thứ sáu	SAT 土 토요일 星期六 ngày thứ bảy
1 児童虐待防止 推進月間 点字の日	2	3 文化の日	4	5 そうだん5 (要予約)	6	7
8	9	10	11 介護の日	12 女性に対する 暴力をなくす 運動(～25日)	13	14
15	16 そうだん5 (要予約)	17	18	19	20 世界子どもの日	21
22	23 勤労感謝の日	24	25 そうだん5 (要予約)	26	27	28
29	30	1	2	3	4	5

児童虐待防止推進月間

2004年、児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と定めました。児童虐待について社会全般の関心と理解を深めるため、さまざまな啓発活動を行います。

1日：点字の日

日本点字が決定する以前は、欧米の点字を利用したローマ字つづりによって日本語を表していました。1890年11月1日に最終的な点字選考委員会が開かれ、日本点字が決定しました。

11日：介護の日

厚生労働省では、介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者およびその家族、介護従事者などを支援するとともに、地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、毎年11月11日を「介護の日」としています。

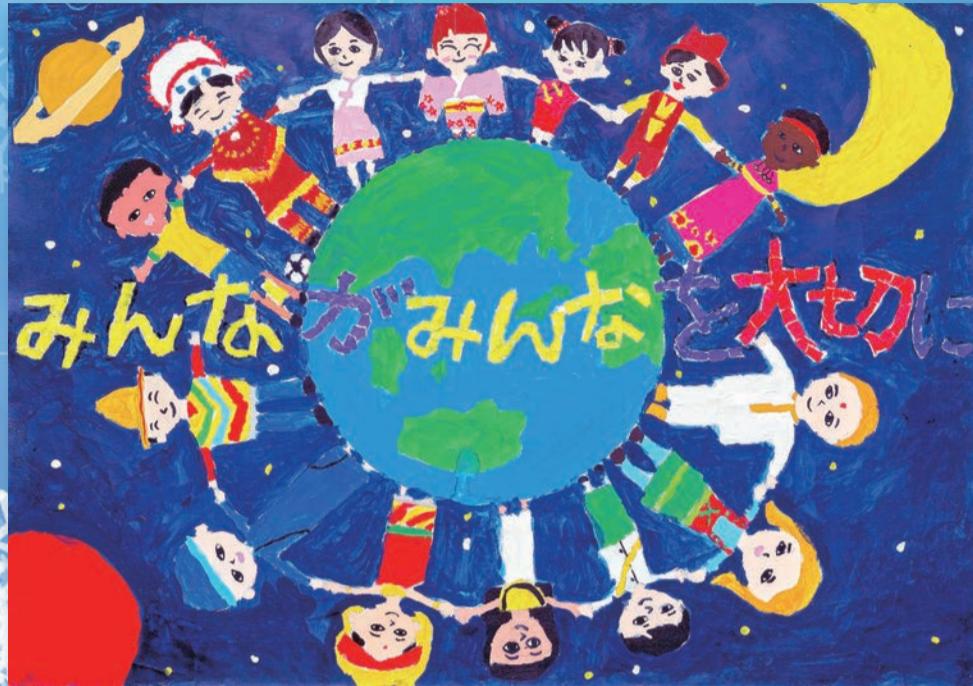
12~25日：女性に対する暴力をなくす運動

1961年ドミニカの支配者(ラファエル・トルヒジョ)の命令により、政治活動家であったミラバル三姉妹が惨殺されたことにちなんで制定されました。日本でも、毎年11月12~25日までを「女性に対する暴力をなくす運動」の期間として、さまざまな運動を展開しています。

12

2026
December
십이월
tháng mười hai
十二月

けいはつ
啓発テーマ◆◆ 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう



▲古賀市立古賀東小学校 5年2組 村山 琴音さんの作品

言葉はつうじないが、外国人とでも仲良くしたいな、みんながみんなを大切にしてくれたらいいなと思ってかきました。



▲古賀市立小野小学校 5年1組 前田 暖乃さんの作品

私は自分で世界のだれもが笑う世の中を考えました。理由は、世界のだれかが一人でも笑うと、それに続けて、みんなが笑えるのでは、と考え世界のだれもが…にしました。ほかには笑えているということは、平和でおちついていられる、世の中だと思ったからです。

いのち 命はね、親からもらった、たからもの
おや

古賀市立古賀東小学校 6年3組 川上 心夏さん

SUN 日 일요일 星期天 chủ nhật	MON 月 월요일 星期一 ngày thứ hai	TUE 火 화요일 星期二 ngày thứ ba	WED 水 수요일 星期三 ngày thứ tư	THU 木 목요일 星期四 ngày thứ năm	FRI 金 금요일 星期五 ngày thứ sáu	SAT 土 토요일 星期六 ngày thứ bảy
29	30	1 いのちの日 世界エイズデー	2	3 國際障害者デー 障害者週間(～9日)	4 古賀市人権尊重 週間(～10日)	5
6 いのち輝くまち ☆こが2026	7 そうだん5 (要予約)	8	9	10 人権デー	11	12
13	14	15 そうだん5 (要予約)	16	17	18 国際移住者デー	19
20	21	22 冬至	23	24	25 そうだん5 (要予約)	26
27	28	29	30	31	1	2

世界人権宣言は、人権および自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したものであり、人権の歴史において重要な地位を占めています。1948年12月10日に第3回国連総会において採択され、今年で78周年を迎えます。日本においては、法務省と全国人権擁護委員連合会が、同宣言が採択されたことを記念して、毎年12月10日を最終日とする1週間(12月4日から10日まで)を「人権週間」と定めており、その期間中、人権尊重思想の普及高揚を図るため、さまざまな啓発活動を行っています。

世界人権宣言